

最優先すべき台湾へのノービザ

地方議会で台湾観光客のビザ免除を求める意見書が次々可決

本会常務理事・事務局長

柚原^{はら}

正敬^{まさたか}

▼最優先すべきこれだけの理由

日本から台湾へは平成七年（一九九五年）一月以降、査証（ビザ）取得が免除され、自由に入国できる。

一方、政府は本年三月一日から、日本を訪れる韓国人修学旅行生に対する査証を免除し、四月一日からは香港特別行政区の旅券所持者および英国海外市民旅券所持者（香港居住権者）に対しても九十日以内は査証を免除し、九月一日には中国人修学旅行生についてもビザを免除した。

しかし、台湾についてはさまざまな面で日本との関係がとりわけ深いにもかかわらず、韓国や香港と同様の措置が取られていない。平成十一年（一九

九九年）九月、数次ビザの有効期限を五年に延長し、滞在日数を九十日に拡大はしたものの、未だにビザを取得しなければ入国できない状況にある。

確かに本年九月一日からは、台湾人修学旅行生に対する申請書と査証手数料が免除されるという査証取得の緩和措置が実施されたものの、それでも査証取得が義務づけられていることに変わりはない。

では、なぜ日本政府は台湾にノービザを実施しないのだろうか。

来日外国人のうち、台湾は韓国に次いで二番目に多く、しかも観光客数について見ると韓国を抜いてトップにある。平成十三年に来日した外国人総数五百二十一万人のうちアジアからが約

七割を占め（三百五十一万人）、その内訳は、韓国・百四十六万人（四一・六％）、台湾・七十九万人（二二・四％）、中国・四十五万人（一二・八％）、香港・二十六万人、フィリピン・十四万人となっている。

しかし、政府がアジアからの入国者に対してノービザを積極的に実施しないのは、不法滞在者や犯罪者の増加を恐れていることと思われ、治安を保持するためには致し方ない措置であろう。

では、その犯罪率など実態はどうなっているのだろうか。『平成十四年版警察白書』から紹介してみたい。

まず、平成十三年中の不法入国者は二千四百九十八人で、中国人が全体の五八・五％を占め（千四百六十二人）、他の追隨を許さない。

次に、二十二万人にのぼる不法残留者の点からはどうかというところ、韓国・五万五千人（二四・六％）、フィリピン・二万九千人（一二・二％）、中国・二万七千人（一二・三％）と続

き、台湾は九千人（四％）で、韓国は六分の一しかいない。来日者数に比して、台湾がいかに低いか見てとれる。

注目すべきは来日外国人犯罪の検挙件数である。その総数は一万八千八百十九件で、中国が約半数の八千九百四十五件（四九・二％）を占める。次いでブラジルの三千四百五十七件（二九％）、韓国の千百三十四件（六・二％）と続いている。なんと台湾は韓国の十分の一の百十七件（〇・六％）しかなく、これはアメリカの百八十三件を下回っているのである。

このように、台湾は他国に比べて遵法精神に富んでいる実態が明らかとなっている。この実態に鑑み、またその交流の深さを勘案すれば、台湾がノービザ適用地域として最優先されるべきは誰の目にも明らかであろう。

▼一都三県議会でノービザ要求を可決

そこで、台湾に対するこのような不正常な実態を改善するために、この夏

から地方議会で、台湾からの観光客や修学旅行生の査証免除を求める意見書が次々と可決され、政府に提出されている。秋田県議会では請願書も採択されている。可決順に紹介すれば次のようになる（○印は修学旅行生、□印は観光客。意見書は表2に掲載）。

- 七月九日、香川県議会（意見書）
- 十月一日、秋田県議会（意見書）
- 十月一日、秋田県議会（請願書）
- 十月六日、広島県議会（意見書）
- 十月七日、東京都議会（意見書）

なお、これらの意見書にもあるように、政府は平成十五年七月三十一日に「観光立国行動計画」を決定し、二〇一〇年までに外国人観光客を倍増させる政府方針を表明している。

また、来年三月二十五日から九月二十五日まで開かれる愛知万博では、この期間だけ韓国と台湾からの観光客にはビザが免除される模様だ。だが、万博期間のみというのは来場者増を当て込んだ小手先の措置でしかない。

これでは、台湾と正式な国交がないとはいえ、実務レベルでの交流は認められているのだから、外交の「互恵の原則」に悖ることは改めて指摘するまでもあるまい。ましてや、政府は平成十年に台湾の旅券を承認し、七十二時間のノービザ適用を実施している。現に行政院長に適用したこともある。台湾にはすでに法的根拠があるのだ。

従って、これまで縷々述べてきたように、韓国や中国に比べて遵法精神に富む台湾からの入国者に、全面的な査証免除が早急に、かつ最優先して実施されるべきはもはや論を俟たない。

そこで、さらなる日台交流を促進するため、意見書可決など議会での早急な取り組みをお願いすると共に、賛同者には誓願や陳情などでその声を議会に届けていただきたいのである。可決された意見書は各都県のホームページに掲載され、請願・陳情の書式や提出時期は各自自治体によって異なるので、ご確認の上ぜひお取り組み願いたい。